

欧州における特許制度の強化

Enhancing the patent system in Europe

欧州共同体委員会*

米国や日本と比較して、異なる法制度を有する27の国家からなるEUでは、特許出願及び紛争解決に要する翻訳費用及び訴訟費用の問題が、イノベーションに対する重大な障壁となっていると認識されている。

こうした状況の中、2007年4月3日、欧州共同体委員会が、欧州議会及び欧州理事会宛てに「欧州における特許制度の強化」と題するコミュニケーションペーパーを公表した。本文書は、特許がイノベーション促進の原動力であるという認識の下、共同体特許の実現、及び既存の特許訴訟制度の改善を中心として、欧州における特許制度の改革のための課題に関する同委員会のビジョンを示したものである。本文書の作成に当たっては、2006年に大規模な協議が開催されており、そこで寄せられた利害関係者の意見も反映されている。本文書の最大の関心は統合裁判管轄制度の創設の可否及びその内容であるが、他にも特許の質の向上や中小企業支援等、現行特許制度が抱える問題点を取り扱っている。

本文書には、本文に続いて付属書がI～IVまで付されているが、本誌では本文のみを紹介する。なお、本文書の英語全文は、EUR-Lex (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0165:FIN:EN:PDF>) にて参照可能である。

1. 序文

知的財産権、とりわけ特許は、競争力に大きく貢献する技術革新に関連しているため、「成長及び雇用のための新リスボン戦略」の主要要素は、欧州における知的財産権 (IPRs) の取扱い方法を改善することである。

特許は技術革新、成長及び競争力を促進するための推進力である。八加盟国¹の発明者一人を対象とした調査に基づき欧州共同体委員会が最近行った特許の価値に関する研究²は、特に特許の金銭的価値、特許の経済的及び社会的影響、特許ライセンス、起業のための特許の使用、特許間の関係、研究開発及び技術革新について評価している。加盟国及び産業分野間における違いは存在するものの、検討の対象となった加盟国全体の「特許プレミアム³」は、1994年から1996年には国内総生産の1%に達し、2000年から2002年では国内総生産の1.16%に達している。

さらに、知的財産権の使用と望ましい技術革

新能力との間には相関関係が存在することが指摘されている。この推定の下、高い技術革新能力を有する国は、一般的に、高い特許取得水準と、意匠権や商標権等のその他の権利の使用を特徴とする⁴。この相関関係は分野レベルで確認されており、多くの特許が付与されている分野ほど革新性が高い。

特許の単一市場は依然として不完全である。度重なる各国首脳及び政府の呼びかけにもかかわらず、欧州は共同体全体にわたる入手可能な単一特許を作り出せずにいる。欧州特許庁 (EPO) の支援の下で既存の欧州特許制度の改善を目指して政府間の枠組みレベルの取組が並行して進められているものの、その進展は遅い。

特許の断片的な単一市場は、米国や日本、そして中国等の新興経済大国の挑戦に対する欧州

* (独) 工業所有権情報・研修館 特許研究室 特許研究調査員 田上 麻衣子 (訳)

の競争力にとって深刻な影響を持つ。特許活動の点で、欧州連合（EU）は米国と日本に遅れをとっている。欧州においてさえ、米国と日本の特許件数はEUより多く、EUからのEPO特許件数は人口100万人当たり137件であるのに対して、米国及び日本からの件数はそれぞれ143件及び174件である。本拠における重大な特許件数の不足は、米国、EU及び日本のいわゆる三極における特許出願が少ないことを意味する。欧州は人口100万人当たり33件の三極特許を有するのに対し、米国は48件、日本は102件である。したがって、米国と日本の件数はEUよりもそれぞれ45%及び209%多いことになる⁵。三極特許は最も貴重な特許であり、技術革新に関する最良の特許指標であるとみなされているため、このことは特に懸念すべき点である⁶。

最近の研究により、処理費用及び翻訳費用を考慮した場合、13か国を指定する欧州特許は、米国特許の11倍、日本特許の3倍の費用がかかることも明らかになった。最高20年までの保護に伴う総費用に関しては、欧州特許は日本及び米国の特許の9倍近い費用がかかる。特許請求項に重点を置いて分析した場合、費用の違いはさらに高くなる⁷。

ますます競争が激化する今日の世界経済において、特許政策のような重要な技術革新分野で地盤を失うことはEUにとって耐えられないことであると本委員会は考えている。このために、またこの行き詰まりを打破するための新たな努力において、本委員会は2006年1月に欧州における特許政策の将来に関する幅広い協議を開始した。この協議の目的は、既存の特許制度、及び21世紀に真に値する欧州の特許制度について、利害関係者の見解を追求することである。協議には、欧州の特許制度利用者からこれまでにな

い関心が寄せられ、事実上、すべての経済分野の中小企業を含む企業、加盟国、並びに研究者及び学者から2,515件の回答を得た⁸。

協議の結果から、審査及び付与並びに訴訟を含む付与後の手続に関して、簡単で費用効果の高い高品質の「ワン・ステップ・ショップ」特許制度を欧州で実現するための行動をとる必要が差し迫っていることは確かである。

多くの利害関係者は、リスボン戦略の下で欧州産業に最も付加価値を生み出すアプローチとして、引き続き共同体特許を支持している。しかし、彼らは高い翻訳処理費用及び提案された裁判管轄制度の過剰な中央集権化を理由に、2003年に採択された欧州理事会の「共通政治アプローチ」⁹を非難している。

欧州特許条約（EPC）の枠組み内での既存の欧州特許制度の改正については、多数の利害関係者がロンドン協定¹⁰の速やかな批准と欧州特許訴訟協定（EPLA）の採択を支持している。

しかしながら、国内特許の相互承認を必要とする実体的な特許法又は制度の（さらなる）ハーモナイゼーションへの支持は、目下のところ非常にわずかである。

欧州が技術革新の最先端となることを望むのであれば、改善された特許戦略は不可欠である。本文書の第一部分は、共同体特許の創設及び効果的なEU全体にわたる特許裁判管轄の確立に重点を当てている。多くの利害関係者は、特許に関する裁判管轄制度の改善を、第一に取り組むべき最重要課題であると考えている。EU全体の特許裁判管轄制度に係る取組は、手頃で法的に確実な共同体特許の創設の進展への道を開く上で役立つだろう。本委員会は、本文書で行われている提案が、2004年以降行き詰まりをみせている交渉の再開に貢献することを望んでいる。

この提案は協議を契機として議論を開始し、前向きなコンセンサスの形成のために努力することを目指している。

しかしながら、他の特許問題も対処すべきであることは明らかである。効果的であるためには、特許制度を全体として考慮する必要がある。したがって、本文書の最終章は、特許の質及び費用、中小企業への支援、知識の移転、並びに裁判外紛争解決手段、特許訴訟保険及び権利行使の国際的側面を含む権利行使問題等の課題に取り組む。

2006年12月¹¹及び2007年3月¹²の欧州理事会による要請に加え、本委員会は2008年上旬までに包括的なIPR戦略文書を提示する方針である。IPR戦略文書は、本文書を補完し、商標、意匠、著作権、地理的表示、特許及び権利行使を含む、すべての知的財産分野における、主な未解決の非法律問題及び水平的な問題に対処することになる。

2. 共同体特許及び特許のための統合裁判管轄制度

2.1. 共同体特許

本委員会は、単一の共同体特許の創設は欧州にとって主要目標であり続けるとの考えを有している。共同体特許は依然として、欧州が特許及び技術革新の分野で直面している課題に対する最も手頃で法的に確実な対策となり得る解決法である。統計データは、総費用（翻訳、登録料等）に照らして、共同体特許は現在の欧州特許制度に基づくモデルよりもはるかに魅力的であることを示している¹³。

理事会の2003年の「共通政治アプローチ」は、今回の協議において主に二つの理由、すなわち、不適切な裁判管轄協定及び不十分な言語制度に

より、利害関係者によって非難されている。しかし、本委員会は、真に競争的かつ魅力ある共同体特許は、それを行う意思を有する政治が存在するならば実現され得ると考える。

利害関係者は過度に中央集権化された裁判管轄について特に異議を表明している。これらの懸念は、以下の段落で取り扱うEU全体にわたる特許裁判管轄制度に係る取組において考慮されるべきである。

翻訳費用について、本委員会は、利害関係者の大部分が共同体特許の全請求項をEUのすべての公用語（現在23か国語）に翻訳することを予定している欧州理事会の「共通政治アプローチ」を非難している点に留意している。他方で、一部の利害関係者は請求項だけでなく、明細書の翻訳も支持する主張を行っている。その多くは、協定の信頼できる基礎として委員会の最初の案を支持している。本委員会は、効果的な解決法を見つけることは可能であるはずであると考えており、すべての当事者、特に中小企業のために、法的確実性を高めると同時に、共同体特許の翻訳費用を削減することを目的として、言語制度を改善する方法を加盟国と検討する予定である。考えられる選択肢には、中小企業を対象とする費用削減又は翻訳要件における柔軟性を許容する制度を含むだろう¹⁴。

2.2. 単一市場における特許のための統合裁判管轄制度

2.2.1. 欧州における特許訴訟の不足

各国の国内裁判所には、特許訴訟を扱う際に国境を越えた規模で問題を検討することがますます求められている。ビジネスの国際化は、特許訴訟の国際化と密接に関係している。このことは、特に欧州の単一市場に当てはまる。

1978年以降（2005年までに）、EPOは約80万件の欧州特許を付与し、その多くは依然として欧州で有効である¹⁵。EPOは特許の付与について単一手続を取っている。しかし、一度付与されると欧州特許は国内特許になり、出願時に指定されたEPO締約国の国内法の対象となる。欧州特許は単一の権利ではなく、複数の各国特許の束である。現在、一国の国境を超える問題を提起する欧州特許に係る紛争のための単一の裁判管轄は存在しない。「束になった」欧州特許に関連するあらゆる侵害、無効反訴又は取消措置は、様々な国内法及び国内手続の対象となりうる。

その結果、請求人と被告は、同一の特許問題に関していくつかの加盟国で複数の訴訟を行うリスクを負う。いくつかの国に付与された欧州特許を行使するために、特許権者はその居住国で被疑侵害者を訴えるか、又は異なる国の国内裁判所で並行して複数の侵害訴訟を行う必要があるだろう。一方で、個々の被告は複数の国で提出されたのと同様の措置を執ることで自らを擁護することを余儀なくされる場合があるが、これは特に中小企業にとってリスクが高く、厄介である。欧州特許の取消しを行うには、競業者又はその他の利害関係者は、その欧州特許が付与されたすべての国において取消訴訟を提起しなければならない。

複数の特許訴訟の危険性を伴う既存の制度には、欧州における特許制度を弱体化し¹⁶、特に中小企業にとって特許を魅力のないものにするいくつかの要因がある。

まず、既存の制度はすべての当事者にとって費用がかかる。訴訟が開始されたすべての国で、地元の弁護士及び専門家を雇い、訴訟費用を支払わねばならない。このことは大手企業にとっては必ずしも問題ではない。しかし、多くの中

小企業や個人発明家にとって、訴訟費用は法外なものとなり得る。これらの当事者は、特許の取得にかなりの金額を投資している可能性があるが、侵害に対してその特許を行使することができない。これは特許からあらゆる実用的価値を失わせる可能性がある。

さらに、各国の裁判制度及び裁判所が特許事案を扱う方法にはかなりのばらつきが存在する。各国特許訴訟における違いを示す良い例を挙げると、ドイツでは第一審及び第二審レベルでは侵害訴訟と特許取消訴訟とは分けられており、英国、フランス及びオランダなどのその他の国では、同じ裁判所が無効訴訟と侵害訴訟の両方を審理する権限を有する。結果として、複数の特許訴訟は、国によって多様であったり、又は矛盾した結果がでる可能性さえある¹⁷。最近、権利行使指令¹⁸の下でIPR侵害分野における措置、手続及び救済策に係るハーモナイゼーションが行われたものの、実際の証拠の収集、反対尋問、審理、専門家の役割等のハーモナイズされていない問題が原因で、各国の手続及び実務に依然として重大な違いが存在する。

利害関係者は、特に、各国裁判官の資格及び経験に関する違いを指摘している。一部の国では特許事案だけを扱う限定された裁判所が存在するが、他の国ではそのような専門性は存在しない。今回の協議では、これらの違いがフォーラム・ショッピングを増加させていると指摘された。当事者は、他国よりも有利に扱われることを理由として、一つの裁判管轄で訴訟を始めることを選ぶ。費用（第2.2.2項を参照）及び処理速度の違いが、裁判所選択にかなりの影響を及ぼす。

これは、特許性のある主題及び欧州特許によって与えられる保護の範囲等のEPCに規定され

た重要事項に関連する実体的な特許法が、異な
って適用及び解釈される可能性を伴う。加えて、
国境を越えた差止め命令を得るのは困難である。
欧州裁判所（ECJ）の最近の判例は、同じグル
ープに属すが、様々なEU加盟国で設立されてい
るいくつかの企業によって行われた侵害に対し、
国内裁判所が措置を講じる可能性を制限してい
る¹⁹。

このような事案に係る実体的な判断が異なる
ことで、特許手続に関与するすべての当事者にと
って法的確実性が失われる。この不確実性は、
多くの場合、様々な裁判管轄で対処されるいく
つかの訴訟事件の起こりうる結果に関する複雑
な評価に基づいて行うことを余儀なくされる特
許製品の投資、生産及びマーケティングに係る
重要な経営面での意思決定に影響をもたらす。

2.2.2. EUにおける各国特許訴訟制度：事実、 数字及び費用

特許訴訟統計

各加盟国における特許訴訟活動を評価する際
の一つの問題は、比較可能な統計データが発表
されていないことである。しかし、利用可能な
情報によると、共同体における現行の特許訴訟
の90%以上がまさに四加盟国（ドイツ、フラン
ス、英国及びオランダ）で行われていることが
わかる。さらに、利用可能な2003年から2006年
の数字から、年平均1,500件から2,000件の特許侵
害訴訟及び無効訴訟が第一審特許裁判所で提起
されており、その60%から70%が欧州特許に関
連するものであることが分かる。本委員会は、
独自の調査に基づき、特許裁判所による第一審
判決の20%から25%が控訴されると推定してい
る。多くの国内裁判所で起こされている特許訴
訟事件の件数が少ないことから、各加盟国レベ

ルで専門裁判所を設ける動きがあるという点に
も留意すべきである。利用可能な統計データか
らは、欧州特許及び共同体特許に関して、特に
第二審レベルで侵害訴訟及び無効訴訟を審理す
る二つの裁判所制度を構築しなければならない
ほどの訴訟事件件数にはなりそうもないことが
分かる。

費用

EUにおける特許訴訟は、関与するすべての当
事者にとって不必要に高い。この問題は大企業
にとっては中小企業や個人発明家ほど深刻では
ないが、中小企業や個人投資家にとって、訴訟
費用は法外なものとなり得る。さらに、米国及
びEUにおける研究は、中小企業は訴訟に巻き込
まれるより大きなリスクに直面することを実証
している²⁰。潜在的な訴訟費用は、特許を受け
る研究開発、さらには技術革新それ自体に関す
るリスクを実質的に高める可能性がある。した
がって、我々の特許戦略は中小企業の特許費用
の削減を伴わねばならない。

訴訟費用は、手続の種類、事案の複雑性、技
術分野及び紛争における請求額によって著しく
異なる。訴訟費用には、裁判所費用、弁護士、
特許弁理士又は特許専門家の費用、証人の費用、
技術的調査及び控訴に係る費用が含まれる。海
外裁判管轄での手続には、翻訳費用を加算しな
ければならない。欧州における国内裁判所制度
間の違い、さらにほとんどの国における訴訟費
用（特に弁護士費用）に関する信頼できるデー
タが欠如していることで、特許訴訟費用を評価
することが困難となっている。付属書IVに提示
されている費用概算は、EPLAの取組過程で作成
されたものであり²¹、特許訴訟保険に関して最
近発表された本委員会の研究によって補完され

ている²²。本概算は実務家から提供された情報に基づくものである。この概算は、現在最も多くの特許訴訟が提起されている加盟国に関するものである。数字は加盟国によって著しく異なる。

ドイツでは、紛争における平均総額がおよそ25万ユーロの特許事案に関する各当事者の総費用は、有効性及び侵害の両方について、第一審で約5万ユーロ、第二審で約9万ユーロであると推定される。フランスでは、上記範囲内の特許事案の平均費用は、第一審で5万から20万ユーロ、第二審で4万から15万ユーロである。オランダでは、平均的な特許事案の推定費用は、第一審で6万から20万ユーロ、第二審で4万から15万ユーロと異なる。英国では、類似の事案の費用は、第一審で15万（迅速手続）から150万ユーロ、第二審で15万から100万ユーロである²³。これは、これら四加盟国における累積並行訴訟費用が、第一審で31万から195万ユーロ、第二審で32万から139万ユーロと異なることを意味する。

東となった特許に係る訴訟が三か国を超える加盟国で提起されることはめったにないことを考えれば、上述の加盟国にとって、統一特許裁判管轄の潜在的な金銭的利益は、関連する三つの裁判管轄における訴訟を伴う複数の特許紛争の費用計算に基づいて評価することができる。

他方で、一つの欧州特許裁判所での訴訟に要する推定総費用は、第一審で9万千から41万5千ユーロ、第二審で8万3千から22万ユーロと異なる²⁴。これら四加盟国のうちどの三か国が検討されるかによって、統一特許裁判管轄によって審理される平均的な事案の費用は、今日の並行訴訟の費用よりも、第一審で10%から45%、第二審で11%から43%少ないものと推定される²⁵。より大きな特許事案は欧州で最も訴訟費用が高

い英国の裁判所で主に行われるため、こうした事案にとって節約はさらに重要となる。

したがって、費用効果の高い方法で設けられれば、統一特許裁判管轄は結果としてかなりの費用節約につながるはずである。

2.2.3 前進

協議では、健全な訴訟取り計らいも含めて費用効果の高い共同体特許が強く支持されたが、同時に、欧州における現在の訴訟制度の改善についても強い支持が寄せられた。2006年10月、欧州議会はこの方針を支持し、EUでの特許付与及び訴訟制度の改善のためのあらゆる方策を探るよう本委員会に要請した²⁶。この要請では、加盟国及び共同体機関による協力を呼びかけている。

加盟国との最近の議論において、最善の前進方法をめぐる意見に食い違いがあることがわかった。現在、議論が進められている意見は二つある（以下のAとBを参照のこと。）。これら二つの意見に関する議論はこれまで加盟国の立場の二極化を引き起こしてきており、いずれの意見も進展する実際の可能性はないと思われる。

しかし、既存の訴訟の現状を改善する必要性は問題としてまだ取り上げられていない。将来の欧州全体にわたる特許裁判所制度（以下、「裁判管轄」）に係るいくつかの原則に関する欧州理事会及び特許協議における議論によりコンセンサスが形成されてきているようである。裁判管轄は、特許の有効性及び侵害に関する訴訟における最高の法的確実性ととともに、効率的かつ費用効果の高いものであるべきである。また、制度の利用者に対して適切な程度の近親性を提供すべきである。裁判管轄の多国的な性質をその構造及び手続の共通規則に反映すべきである。

したがって、第一歩として、これらの一般的な目標及び特徴（以下のCを参照のこと）に関する加盟国間のコンセンサス確立のための作業を行うべきである。本委員会は、これら三つの意見はすべて、適切に対応する必要のある特定の法的問題を提起するものであることを認識している。さらに、最終的な構造及びあらゆる妥協の詳細については、EU法を完全に遵守しなければならない。

A : EPLA

欧州特許訴訟協定（EPLA）案は、欧州特許に関する統一裁判管轄を設けることを目指している。1999年以降、欧州特許機関の締約国の作業部会は、新たな国際機関「欧州特許裁判所制度」の創設を提案するEPLA案に取り組んでいる²⁷。

その狙いは、制度に参加することを望む欧州特許条約の締約国を対象に、欧州特許に関する訴訟のための統一制度を設けることである。欧州特許裁判所制度は、欧州第一審裁判所、欧州控訴裁判所及び登録機関を含み、欧州第一審裁判所は欧州特許裁判所の本拠地に設置された中央部門を含むことになる。しかし、欧州第一審裁判所の地域部門は各締約国に設置される予定である。EPLAの締約国は、主に当該加盟国によって助成される欧州特許裁判所の第一審（各国最高で三つの第一審裁判所）において地方の存在を確保すべき地域部門の設置を請求することができる。欧州第一審裁判所の判決は欧州高等裁判所に控訴されることになる。欧州特許条約の登録機関は、地域部門に割り当てられた事案における作業の分配を調整する責任を負う。

欧州特許裁判所は、欧州特許に係る侵害訴訟及び特許の取消しのための請求又は反訴に関する裁判管轄を有することになる。この裁判所は

法的かつ技術的の両面で資格を有する裁判官を備える。本質的に、欧州特許裁判所は、国内裁判管轄内で国内特許裁判官が有するのと同等の権限を有する。言語制度はEPOの言語制度（英語、フランス語及びドイツ語）に基づく。

一部の加盟国は、進展が迅速に行われ得る手段としてEPLA手続を理解している。これらの国々はEPLA手続に共同体が積極的に参加することを支持している。EU加盟国以外の欧州特許条約加盟国が参加する国際条約であるEPLAは、すでにECの法制度（「アキ・コムノテール（*acquis communautaire*）（EU法の総体）」）によって網羅されている主題に関係することから、共同体の関与が必要となる²⁸。したがって、共同体がEPLA交渉に入れるようにするために、EPLA手続を支持する加盟国は、本委員会が指令を交渉し、欧州理事会がその指令を承認することを望むであろう。

いくつかの加盟国は、共同体の裁判管轄と並行して新たな裁判管轄を設けることは複雑であり、矛盾を生み出すリスクがあると考えている。共同体特許の構築の場合、EU全体にわたる特許裁判所の重複につながるであろう。

B : 欧州特許及び共同体特許のための共同裁判管轄

一部の加盟国は、単に欧州特許のためにEPLAを設立するよりも、欧州特許と将来の共同体特許の両方に関する訴訟を取り扱うことができる統一裁判所機構を設定することが好ましいと考えている。これらの加盟国は、EC条約中の裁判管轄取決めを利用して、欧州特許及び共同体特許に関する特許訴訟のための特定の共同裁判管轄を創設することを推奨する。

この提案の提唱者によると、欧州特許に関す

る共同体の司法に係る権限を付与するために、共同体を巻き込んだ国際協定が必要となるだろう。そのような裁判管轄の付与は、欧州特許、そして、構築された場合は共同体特許の有効性及び侵害に関連する訴訟において、共同体の法的秩序の原則の尊重を保証することを可能にすべきである。

加えて、またEC第225a条を踏まえて、特許訴訟に関する特定の司法委員会が設置されることになる。これは、専門の裁判官を備える各加盟国の第一審裁判所を含み、欧州第一審裁判所に上訴が行われる。統一された手続規則が存在すべきであり、共同体の裁判官は共同体法を適用するだけでなく、欧州特許条約の関連条項も適用すべきである。

一部の利害関係者の支持を受けたいくつかの加盟国は、共同体の枠組み内で設立されたEU全体の特許裁判所は実際には機能しないと考えているようである。手続が非効率的かつ不相当であることが判明するのではないかと心配があり、さらに、十分な法的資格を持たない、技術的に教育された裁判官を指名することが可能であるか否かが疑われている。

C: 委員会の妥協案

委員会は、オプションAとBの間の主な違いは、EPLA案が共同体の背景状況を離れて起草されたという事実、そして、現在のEPLA案が欧州特許訴訟のみを取り扱っているという事実であると考えている。これは、将来の共同体特許のために個別の裁判管轄が必要であることを意味している。

本委員会は、当初委員会が提案したように、EPLAと共同体の裁判管轄の両方の特徴を組み合わせ合わせた統合アプローチに基づきコンセンサス

を構築することが可能であると考えている。共同体特許の構築は脅かされるべきではないし、欧州における特許訴訟に関して権限を有する二つの裁判管轄に重複が存在すべきでもない。したがって、この前進は、コンセンサスが形成されつつある原則を契機として、加盟国と利害関係者のそれぞれの懸念に対処する単一の裁判所制度を考慮することになるだろう。

これは、欧州特許及び将来の共同体特許に関する訴訟権限を有する統一された専門の特許裁判所制度を構築することによって実現され得るだろう。そのような裁判制度は、特に、特許訴訟の特異性に関して、EPLAモデルの影響を強く受ける可能性があるが、共同体の裁判管轄において調和のとれた統合を可能にし得る。

特許裁判管轄は、事案の当事者及び関連状況に対して適切な程度の近親性が確保されるべきである。限定された数の第一審法廷及び解釈の統一性を確保する完全に中央集権化された控訴裁判所を備えるべきである。既存の国内構造を利用できる法廷は、単一の裁判制度の主要部分を形成すべきである。この単一であるが、多国間的な訴訟制度の文脈において、事案の割り当ては、明確に定義されかつ透明な規則に基づく裁判所の登録機関によって取り扱われることになる。これらの規則はブリュッセルI規則及びその他の既存の「アキ・コミュニテール」に基づくことができる。

裁判管轄は侵害訴訟及び有効性訴訟並びに損害賠償等の関連請求及び利害関係者のニーズに対応する特定の訴訟手続に対して権限を持つことになる。

控訴裁判所及び第一審法廷は、加盟国のベスト・プラクティスに基づく手続の共通規則の下で機能すべきである。これは、例えば、証拠調

べ、口頭弁論及び書面による手続、差止請求権及び事案管理に関する、EU内の専門特許裁判所の知識と経験を用いることによって行われる。このような文脈において、EPLA案に関する現行の作業は有用な要素を提供する。

特許裁判管轄は、完全な司法独立を享受し、外部からのいかなる指示にも拘束されない、法的かつ技術的な資格を有する裁判官を備えるべきである。

最後に、特許裁判管轄は、「アキ・コミュニテール」及び将来の共同体特許の有効性に関連する問題を含めて、EU法の問題の最終決定者として欧州裁判所を尊重しなければならない。

十分な政治的意思が存在すれば、加盟国間の現在の違いを克服することが可能であり、統一され統合されたEU全体にわたる特許裁判管轄にふさわしい構造を確立することができる。本委員会は確信している。

3. 特許制度を改善するための支援措置

質の高い法制度は必要であるものの、十分に機能する特許制度のための十分条件ではない。2006年の特許協議によって強調された質の重要性と並んで、企業による自社の権利の戦略的使用及び行使を高める必要がある。さらに、協議はいくつかの問題を提起している。すなわち、リスボン戦略を前進させるために、立法上のイニシアティブに加えて、立法以外の関連措置を見直し又は強化しなければならない。

多くの企業は、依然として自社の知的財産を保護するための既存の可能性を完全に利用しないことが多いが、これは知識経済に向けたさらなる発展を妨げるおそれがある。中小企業や大学は、自らの発明を保護し、利用するために、

自らの特許権を使う最良の方法に気づいていないことが多い。このため、手頃で効果的な権利行使に加えて、特許を含むIPRの使用を支援する措置が不可欠である。この措置を得て初めて、IPR制度は発明への投資を最適化するために必要な程度の保護を提供することができる。以下に説明されるいくつかの支援措置は、技術革新戦略に関する本委員会の最近の文書²⁹においてより詳しく扱われており、今度のIPR戦略に関する文書もまた、本件に取り組むことになっている。

3.1 特許制度の質、費用及び効率性

欧州特許の質は、一般的に、世界の他の地域と比較して高いとされているが、2006年の協議に参加した諸国は、厳格な審査、先行技術調査及び特許性判断基準の徹底した適用の重要性を強調している。しかし、急上昇している特許需要は質の低い特許付与の増加をまねく可能性があるという懸念を引き起こしている。これは、欧州において「特許の藪³⁰」及び「特許トロール³¹」の出現を導く可能性のある理由の一つである。EUの質の高い制度は、欧州における技術革新の妨害及び破壊的行為を防ぐために欠かせない手段である。

質の問題と並んで、付与にかかる費用と時間の問題の両方に取り組むための努力を継続しなければならない。費用については、特に中小企業のために、日本及び米国との格差を著しく削減しなければならない。付与に要する時間については、欧州特許の付与又は拒絶までの平均時間を、「1999年パリ政府間会議」³²において欧州特許庁の締約国間で合意されたように三年に短縮することを目指すべきである。特許に対する需要が高まり続けていることを考えると、審査

済みの権利の時宜を得た付与が特に重要である。例えば、2004年から2005年に出願された特許件数は7.2%増えて約19万3千件³³であり、2006年には特許協力条約の下で、前年比で6.4%となる記録的な14万5千件の出願が受理されたと欧州特許庁は報告している³⁴。今後も同様の成長レベルが繰り返されると、約10年で総出願件数は二倍になるであろう。

特許に対する需要の高まり、審査官の負担の増大及び技術開発の進歩とともに、欧州の特許庁と一緒に、例えば、審査結果の相互利用に取り組み、付与された特許の高い質を維持する努力を行うことが重要である。したがって、本委員会は、EPOの管理理事会が設立した作業委員会により作成された「欧州品質管理制度に関する基準」等の、最近の品質改善イニシアティブを歓迎する。これは、質の高い特許権を維持し、問題のある分野に取り組むための理想的な手段を提供する。

3.2 中小企業のための具体的な支援

中小企業は質の高いアドバイスを十分に受けられないため³⁵、又は特許取得費用が高いため、特許化したり、他のIPRを使用したりしないとの指摘がある。特許取得を選ぼうと、その他の形式のIPR保護を選ぼうと、中小企業が詳細な情報を得た上で決断を行うことができる十分な知識を持つことが不可欠である。

したがって、欧州の特許戦略には、特に中小企業を対象に、特許制度の有利性及び利益を強調しつつの啓蒙活動を含まなければならない。調査と技術革新に関する文書³⁶でまとめられたように、本委員会は、利害関係者とともに、中小企業を支援するためにはどのような措置をとることが最良であるかを確認することにより、

知的財産権の使用を促す方針である。これは既存の支援サービスをより良く活用する問題であるが、中小企業の実際のニーズにより適した新たなサービスを作ることでもある。本委員会は、PRO INNO欧州イニシアティブの下で、特に特許取得に重点を置いて、これらの問題についての知識を中小企業の間を広めることを目指したプロジェクトを立ち上げたところである。本委員会はまた、権利の登録及び行使を改善し、不正使用と闘いながら、中小企業の間でIPR問題に係る関心と知識を著しく高めることを目指して、三年間のIPR啓蒙・権利行使プロジェクトを実施する目的で、「競争及び技術革新枠組み計画(CIP)」に基づく提案の呼びかけも開始している。費用の問題については、最も著しい進展は、言うまでもなく、共同体特許の導入からもたらされるであろう³⁷。

3.3 知識の移転

一般に、知識の移転において欧州は遅れており、その能力を高めるべきであると感じられる。特に、欧州の異なる国の企業間での国境を越えた知識の移転、及びEUの公的研究機関³⁸（例えば大学）と業界との間の知識の移転³⁹を向上する必要がある。

本委員会は、欧州の公的研究センターと業界との間の知識の移転の改善に関する文書を提示し⁴⁰、さらに（任意の）グッド・プラクティス・ガイドラインを添付している。これは、既存の管理障壁の撤廃に貢献し、研究開発成果の所有及び活用に関する指針を提供することになり、関連するIPRと公的研究機関の基本目標とが最適な形で組み合わせられることになる。特に、本文書は公共部門の研究者と業界との間の相互関係を高め、欧州における知識の移転サービス

の向上を行うことを提案している。

3.4 特許権の行使

特許を活用するための適切な法的枠組み及びインセンティブは、手頃で効果的な行使によって補完される必要がある。権利者は、申し立てられた侵害に対して自らの特許を行使するための十分な法的資源及び資金源を持たない場合が多い。さらに、世界経済において、欧州の企業がEU領域外で自らの権利を十分に行使できることが重要である。他方で、大手業界から不当に特許侵害で訴えられた場合、特に中小企業は活動を続けるのが困難であると感じ、自らを守るためにより簡単で安い方法を探す。

3.4.1. 裁判外紛争解決手段 (ADR)

従来、国境を越えた特許紛争での訴訟は、複数の裁判管轄において複数の手続を伴い、長期間にわたる手続、矛盾した結論そして高い訴訟費用というリスクを抱えている。上記のEU全体の特許裁判管轄は、これらすべての点で欧州における状況をかなり改善することになる。

当事者、特に中小企業は、自らの特許及びその他のIPR紛争を解決するために、裁判以外のより安価で効果的な方法を常に探している。したがって、国内外の視点から、裁判外紛争解決 (ADR) 制度を確立するための努力が行われており、求められていない場合、当事者は司法救済を求める前に調停、和解又は仲裁を行うよう奨励される。

2006年の特許協議に提出された回答では、多くの利害関係者、特に中小企業が欧州における将来の特許展望にADR方法を導入する問題を提起している。世界知的所有権機関の仲裁及び調停センター等の既存の制度の活用から、「固有

の」共同体裁判外紛争解決制度の設計まで、提案は多岐に渡る。

本委員会は2004年10月に民事及び商事問題における特定の側面に関する指令に係る提案⁴¹を既に行っているが、IPR分野、特に特許問題に関して、ADR制度の実用性及び付加価値についてさらに審理する方針である。この審理では、特許紛争を含む、知的財産紛争の具体的な特徴に対応する上で、ADRが潜在的な利益をもたらすと思われる時間及び費用の面で見込まれる節約について重点を置くことになる。

3.4.2. 特許訴訟保険

中小企業が特許訴訟を利用したり、その際に十分な防御を行ったりすることを確保するための一つの可能な手段は、特許訴訟保険 (PLI) であると思われる。しかし、民間部門における保険計画を提供する試みは、これまでほとんど成功していない。

本委員会サービスは、2001年にPLIに関する研究を委託し、追跡調査が2006年6月に発表された。最近の研究に関する公開協議は2006年12月31日に終了し、寄せられた28の回答は現在分析が行われている。しかし、追跡調査で提案された義務的制度に対する利害関係者の全体的な反応は懐疑的なものであるとの結論をすでに出すことができよう。

3.4.3 国際的な側面

IPRの行使は、依然として国際レベルでの主な問題である。OECDが実施した主要な研究の予備段階での結果によると、2004年に国際的に取引された模倣品及び海賊版の価値は1,400億ユーロであったことが判明している⁴²。EUで広く行き渡っている水準まで国際基準を高めるた

めの取組がすでにかなり行われているが、本委員会は、EU外の領域において、特許権者を含めた権利者を保護するための優先措置に引き続き重点を置く予定である。

G8主要先進工業国のドイツ総裁は、最近、世界レベルでIPRを促進するためのスリー・トラック・アプローチを提案した。このアプローチは、権利行使に係る活動にG8諸国のビジネス業界を関与させ、新興経済国（ブラジル、中国、インド、メキシコ及び南アフリカ）のO5グループを今度のハイリゲンダム首脳会議での「建設的な対話」に加えることにより、2006年7月16日のIPR海賊版・模倣品撲滅に関するサンクトペテルブルグ声明⁴³の実施を進展させ、可能であれば、2007年に最終承認を行うことから成る。

さらに、現在のEU議長は大西洋横断関係を最優先事項の一つにしている。「大西洋横断経済パートナーシップ」に関する新たなイニシアティブは、特にIPRの保護を対象とする。これは、EUと米国が第三国における海賊版及び模倣品を撲滅するための行動戦略を開始した、2006年6月にウィーンで開催されたEU・米国の首脳会議等、既存のイニシアティブを基に構築されることになる。

本委員会は、知的財産を保護するための共同努力を含め、共同体の国際的パートナーとの規制的及び非規制的な対話を改善する必要があるという見解を共有する。IPRの保護並びに模倣品及び海賊版との闘いは、国際的に強化されなければならない。

4. 結論

本委員会は、欧州が技術革新の可能性を実現させる場合に、特許制度の改善が不可欠であると強く確信する。このため、本委員会は、欧州

における特許制度の改革の前進に向けた提案を提示し、本文書において支援措置を提案している。本文書の目的は、加盟国がこの問題に関するコンセンサスと真の進歩を目指して努力するよう促すために、欧州における特許制度に関する議論を再び活性化することである。共同体特許を実現すると同時に、既存の断片的な特許訴訟制度を改善することは、特許制度を極めて利用しやすいものにし、特許制度に利害関係を持つすべての当事者にとって費用節約をもたらすことになる。現行の制度の質と効率性を維持し、必要に応じて改善するための並行支援措置は、中小企業の利用を高めるための目標措置とともに、欧州の特許制度が欧州における技術革新と競争力を高める役割を果たすことを確実にするはずである。EUはIP問題の啓発と、その適切かつバランスのとれた行使を高めるために、国際的なパートナーとも積極的に関与しなければならない。具体的な活動を合意するための基礎を加盟国に提供することにより、本委員会は他の分野、特に共同体特許及び訴訟制度に関して、特許改革の進展のための確かな基礎を提供することを目指している。

本委員会は、欧州理事会及び欧州議会と協力し、前進するためのコンセンサスを構築するために行動することになる。広いコンセンサスが得られた場合、本委員会は合意された戦略を実施するために必要な措置を講じ、関連する提案を行うことになるであろう。

注)

- 1 デンマーク、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、オランダ、スペイン及び英国。
- 2 Gambardellea et al., Study on patents: "What are patents actually worth? - the value of patents for today's economy and society", available at http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/final_report_lot2_en.

- pdf.
- 3 「特許プレミアム」とは、発明者が特許を取得していない場合の発明の価値に対する特許発明の価値を示す。
 - 4 IPと技術革新の関係については、付属書IIIを参照。
 - 5 MERIT and JRD, European Innovation Scoreboard 2006 comparative analysis of innovation performance, European Commission 2006, p. 35.
 - 6 Guedou, Le système de brevet en Europe, tresor-eco nr 9, janvier 2007, p. 3.
 - 7 Bruno Van Pottelsberghe de la Potterie and Didier François, The Cost Factor in Patent Systems, Université Libre de Bruxelles Working Paper WP-CEB 06-002, Brussels 2006, see pp. 17 et seq.
 - 8 本委員会の特許協議に関する詳細な情報については、http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/consultation_en.htmで閲覧可能。
 - 9 2003年3月3日の競争力会議での合意を受けて、共通政治アプローチの原則を共同体特許に関する会議規則案に置き換えるための作業が作業部会レベルで継続された。これを踏まえて、2003年12月21日に本委員会は共同体特許に係る裁判管轄の確立について2つの提案を提示した。共通政治アプローチ、規則に関する欧州理事会作業部会の進捗状況、及び裁判管轄に関する委員会提案の文書については、http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/index_en.htm#patentを参照のこと。
 - 10 2000年10月17日、EPC締約国10か国（デンマーク、フランス、ドイツ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、スウェーデン、スイス及び英国）は、ロンドン協定として知られ、[2001]OJEPO 549で公示された、EPC第65条の適用に関する協定への署名を行った。この任意文書は欧州特許の翻訳費用の削減を目的としており、平均的な欧州特許の翻訳費用を31%から46%まで削減することになる。これは特許一件当たり約2,400ユーロから3,600ユーロの節約に相当する（付属書IIを参照のこと）。例えば、ロンドン議定書の批准及び加入の現状に関する詳細については、http://patlaw-reform.european-patent-office.org/london_agreement/status/index.enを参照のこと。
 - 11 ブリュッセル欧州理事会の議長結論（2006年12月14/15日）、要点29（http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/92202.pdf）
 - 12 ブリュッセル欧州理事会の議長結論（2007年3月8/9日）、要点13（http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/93135.pdf）
 - 13 付属書IIを参照のこと。
 - 14 さらに、現在、上流費用を削減し、今後の検討に値する、EPO及びフランス産業財産権庁（INPI）で現在適用されているような特許請求項の機械翻訳に関する試験計画。
 - 15 詳しい統計データについては、<http://annual-report.european-patent-office.org/2005/index.en.php>で入手可能な2005年度EPO年次報告書を参照のこと。
 - 16 欧州特許訴訟協定が欧州特許の訴訟に与える影響に関する評価について、以下も参照のこと（http://www.european-patent-office.org/epo/epla/pdf/impact_assessment_2006_02_v1.pdf）。
 - 17 Epilady事件は、異なるEPC国の裁判所が同じ特許に関していかに矛盾した結論に達したかを示す一例である。特許請求項の解釈が異なった結果、ドイツ、オランダ及びイタリアの裁判所では侵害であるとの判決が下されたが、英国及びオーストリアの裁判所では侵害を否定する判決が下された。これら訴訟事件の引例及び分析については、J. Pagenberg, 24 IIC 314-345（1993年）を参照のこと。
 - 18 Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights, OJ L 195, 2.6.2004, p. 16.
 - 19 Case C-4/03, Gesellschaft für Antriebstechnik mbH & Co. KG v Lamellen und Kupplungsbau Beteiligungs KG; Case C-593/03, Roche Nederland BV and Others v Frederick Primus, Milton Goldenberg, judgments of 13 July 2006 (unreported).
 - 20 Gambardellea et al., Study on patents: "What are patents actually worth? - the value of patents for today's economy and society", available at http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/final_report_lot2_en.pdf (see page 71 of the technical report).
 - 21 EPO document WPL/11/05 Rev. 1 of 16.02.2006, Annex I; http://www.european-patent-office.org/epo/epla/pdf/impact_assessment_2006_02_v1.pdf.
 - 22 Patent Litigation Insurance - A Study for the European Commission on the feasibility of possible insurance schemes against patent litigation risks, Appendices to the Final Report, June 2006, by CJA Consultants Ltd, European Policy Advisers, Britain and Brussels, Appendix 3: Cost of Litigation per Patent in Force in 2004 by Country, pp. 47 et seq., http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/pli_appendices_en.pdf.
 - 23 このように、英国における特許訴訟費用は、ドイツ、フランス、オランダ及びその他の加盟国よりもかなり高い。前述した研究の著者によると、高い弁護士費用及び特許弁理士費用とは別に、英国の数値が高いのは、コモン・ロー制度の特別な特徴に関連しているようである。さらに、大手の国際企業が重要な訴訟事件を英国に持ち込むといったある種の傾向があり、欧州特許の訴訟に関して中小企業は他の三か国を好む傾向がある。
 - 24 付属書IIの脚注16で言及されている文書を参照のこと。
 - 25 詳細については、前掲注（16）で言及されているEPO

- 文書を参照のこと。
- 26 Resolution P6_TA(2006)0416, Future action in the field of patents [http://www.europarl.europa.eu/registre/seance_pleniere/textes_adoptes/definitif/2006/10-12/0416/P6_TA\(2006\)0416_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/registre/seance_pleniere/textes_adoptes/definitif/2006/10-12/0416/P6_TA(2006)0416_EN.pdf).
- 27 EPLA 手続に関する詳細情報については、<http://www.european-patent-office.org/epo/epla/index.htm> を参照のこと。
- 28 E.g. Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights; Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (Brussels I).
- 29 Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, "Putting knowledge into practice: A broad-based innovation strategy for the EU", COM(2006) 502.
- 30 「特許の藪」とは、製品を生産するために必要な特許件数が多く、ホールド・アップ及び特許侵害訴訟の懸念が生じることにより、当該分野における技術革新が減速するという潜在的な問題を指す。
- 31 これは特許から収益を得る新たな方法である。「特許トロール」とは、特許権を利用して侵害訴訟及び仮処分で企業を脅し、高額な訴訟を避けるために金銭的解決を行うよう強いる特許権者（多くの場合、破綻企業から安く特許を買い取る投資家）を指す。このような脅しは産業分野全体に影響を与えることになりかねない。
- 32 Report of the Intergovernmental Conference of the contracting states of the European Patent Organisation on the reform of the patent system in Europe, Paris, 24 and 25 June 1999 [1999] OJEPO 545 available at http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj_index_e.htm.
- 33 EPO Annual Report 2005 at <http://annual-report.european-patent-office.org/2005/review/index.en.php>.
- 34 WIPO Website at http://www.wipo.int/edocs/prdocs/en/2007/wipo_pr_2007_476.html.
- 35 共同体技術革新調査 (CIS) による中小企業のIPR使用に関する最も包括的なデータ。2002年から2004年を対象とするCIS-4によると、中小企業は一貫して大企業よりも、正式なIP及び非公式な占有方法の使用が少ないと報告している。
- 36 Implementing the Community Lisbon Programme: More Research and Innovation - Investing for Growth and Employment: A Common Approach, COM(2005) 488 final.
- 37 米国、日本及び韓国は、大企業と比較して中小企業の特許取得費用を半減する立法を行っていることに留意することも重要である。
- 38 公的研究機関は、欧州のすべての研究開発活動の約三分の一を占めている。2003年度に拡大されるまで、公的研究開発の80%は加盟国の1,500か所の研究大学で行われた (see European Commission(2001), "Benchmarking Industry-Science Relations - The Role of Framework conditions", Final Report, Vienna/Mannheim, and Mark O. Sellenthin, "Who should own University Research - An exploratory study of the impact of patent rights regimes in Sweden and Germany on the incentives to patent research results", June 2004.)。
- 39 委託研究、協力的な共同調査、ライセンス、資源のプール、公表及び公共部門と民間部門との間の熟練研究者の交流。
- 40 Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Improving knowledge transfer between research institutions and industry across Europe: embracing open innovation, COM(2007) 182.
- 41 COM (2004) 718 final, 22.10.2004.
- 42 OECD科学・技術・産業副長官であるJohn Drydenが、2007年1月30日にジュネーブで開催された第三回世界模倣品・海賊版撲滅会議で行った報告。当初引用された数字は1,760億米ドルであった。
- 43 Statement on IPR Piracy and Counterfeiting available at <http://en.g8russia.ru/docs/15.html>.